

平成18年1月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鶴 弥
代表者名 代表取締役社長 鶴見 栄
(コード番号 5386 東証第2部・名証第2部)
問合せ先 常務取締役営業開発部長 藤井 雅昭
(電話 0569-29-2967)

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、有限会社かわら技研と係争中の特許権侵害差止等請求訴訟に関し、大阪地方裁判所において下記のとおり全面勝訴の判決を受け、原告より控訴が行われなかったため、勝訴が確定致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

大阪地方裁判所 第21民事部 平成17年12月15日

2. これまでの経緯

当社製品スーパートライ110タイプ1、タイプ2、タイプ3（耐風性能を具備した洋形平板瓦）が、有限会社かわら技研の保有する特許権（特許第3608054号）に抵触するとして、平成17年5月2日付にて、スーパートライ110の製造販売の差し止め、及び損害賠償として金4,100万円の支払を求める旨の提訴を受け、大阪地方裁判所において審理が進められてまいりました。

3. 判決の主文

1. 原告の請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

上記判決は当社の主張を全面的に認めるものであります。

又、現時点では、この判決により当社の業績に与える影響はございません。

以 上